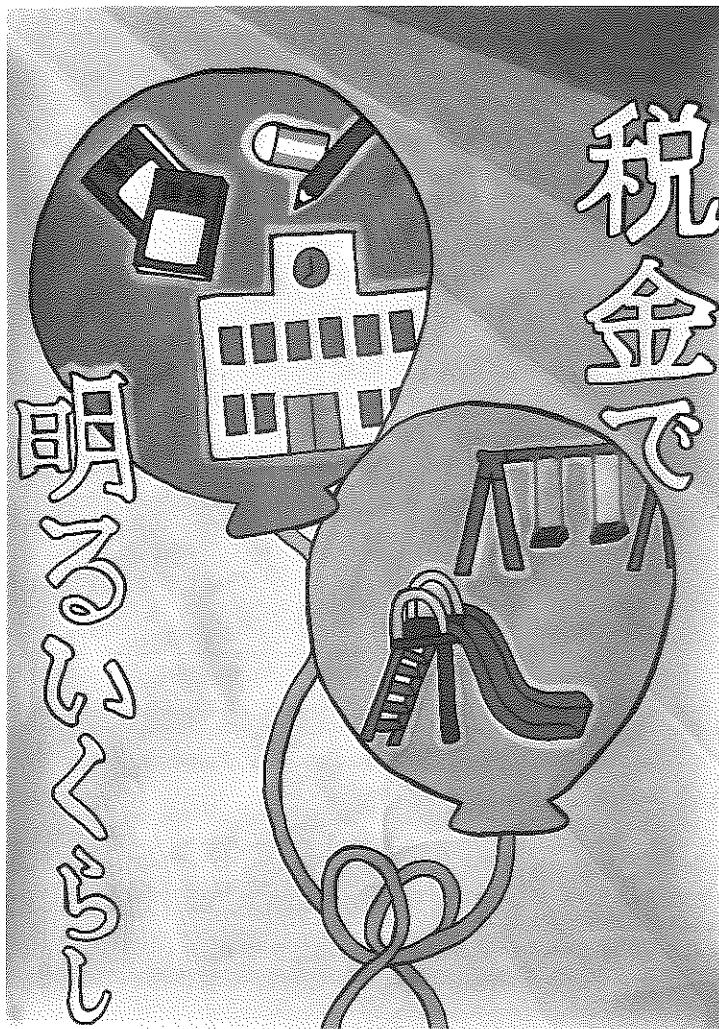


# 胆江法人ニュース

第33号 令和5年1月



2022年 第23回 小学生による税のポスター展 金賞作品  
奥州市立黒石小学校 6年 及川 彩菜 さん

## 新入会員を募集中!!

経営に差がつく！税の知識が身につく！  
人脈がひろがる！社会に貢献する！

法人会は、60年を超える歴史を有し、  
全国約80万社が加入する団体です。  
隨時、新入会員を募集しておりますので、  
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、  
ご紹介お願いいたします。

胆江法人会事務局 (TEL : 24-3141)

詳しくは事務局又は、ホームページで！ [胆江法人会](http://www.tankou.jp)



公益社団法人  
**胆江法人会**

〒023-0818 奥州市水沢東町4  
TEL 24-3141 FAX 24-3148  
URL <http://www.tankou.jp>  
Mail [info@tankou.jp](mailto:info@tankou.jp)

## 税務署からのお知らせ

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月  
(令和4年12月改訂)

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

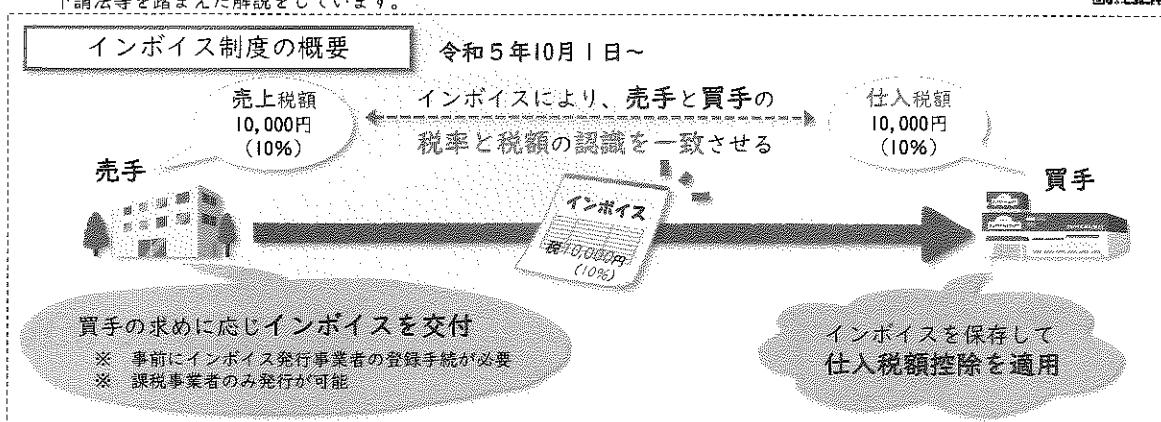
## ① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁  
ホームページへ

## ② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&amp;A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会  
ホームページへ

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となつても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一割合(80%・50%)を控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
  - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
  - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう
- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
  - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合、「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
  - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
  - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
  - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう
- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるととも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
  - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
  - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
  - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
  - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
  - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
  - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
  - インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
  - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

## 消費税の「インボイス制度説明会」及び 「登録申請相談会」の開催について

消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日から実施されます。

インボイス制度についてご理解いただけよう、「インボイス制度説明会」を開催いたします。

また、説明会の終了後、ご自身で適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することが難しい方向けに、登録申請手続のサポートを実施する「登録申請相談会」を同時開催いたします。

事前予約制で開催いたしますので、どうぞご参加ください。

### 【日 程】

日 時	事前予約締切日
令和5年2月27日（月）10：00～12：00	2月22日（水）
令和5年2月27日（月）13：30～15：30	2月22日（水）
令和5年3月13日（月）10：00～12：00	3月 9日（木）
令和5年3月13日（月）13：30～15：30	3月 9日（木）
令和5年3月27日（月）10：00～12：00	3月23日（木）
令和5年3月27日（月）13：30～15：30	3月23日（木）

【場 所】胆江地域職業訓練センター（奥州市水沢真城字中上野96-3）

【説明者】水沢税務署担当官

【定 員】各36名（要事前予約・先着順）

【参加料】無料

【申込み】法人会事務局へ下記申込書にてFAXまたはTELにてお申込みください。

事務局（商工会議所内） TEL 0197-24-3141 FAX 0197-24-3148

【留意事項】・新型コロナウイルス感染症の拡大等により開催が中止となる場合があります。

・マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。

**主 催** 水沢税務署、公益社団法人胆江法人会、水沢地区青色申告会連合会

### インボイス制度説明会及び登録申請相談会 参加申込書

胆江法人会（FAX 0197-24-3148）行き

\* ↓参加する日程を○で囲んでください

参加日時	2/27AM	2/27PM	3/13AM	3/13PM	3/27AM	3/27PM
事業所名				住 所		
連絡先 電話番号				参加者名		

※ご記入頂いた個人情報は、参加者名簿の作成、当会からの連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

令和4年10月3日付 日本経済新聞 朝刊 全国版掲載

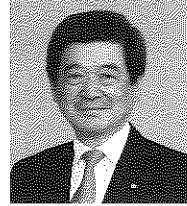
## 法人会からの提言

意見広告

## 少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。

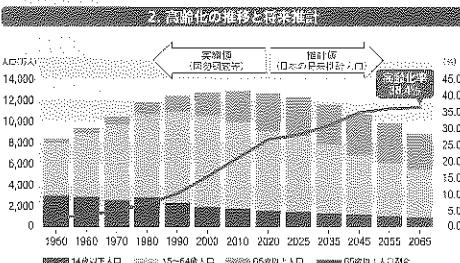
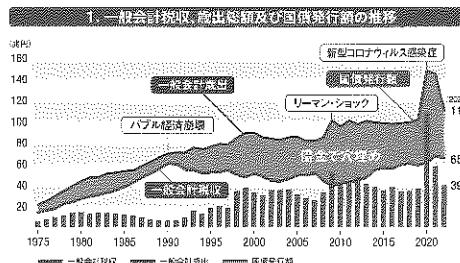
## 将来世代に先送りせず、財政の健全化を！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が國も“ウイズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三

伊藤忠商事(株)常務理事



1. 令和3年度までの国債残高は約45兆円ほどあります。(注)令和3年度の予算案では、来年度には約45兆円と予想されています。この内訳は、新規公債発行額と償還公債額で構成されています。新規公債発行額は、平成28年以降は毎年2兆円以上のペースで増加しています。一方で、償還公債額は、毎年約1兆円のペースで減少しています。2023年は約2兆円弱で、来年度の予算案では約1兆円と見込まれます。2024年以降は、新規公債発行額が約2兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2025年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2026年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2027年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2028年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2029年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2030年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2031年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2032年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2033年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2034年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2035年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2036年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2037年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2038年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2039年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2040年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2041年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2042年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2043年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2044年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2045年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2046年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2047年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2048年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2049年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2050年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2051年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2052年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2053年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2054年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2055年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2056年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2057年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2058年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2059年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2060年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2061年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2062年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2063年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2064年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2065年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2066年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2067年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2068年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2069年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2070年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2071年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2072年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2073年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2074年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2075年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2076年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2077年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2078年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2079年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2080年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2081年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2082年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2083年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2084年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。2085年以降は、新規公債発行額が約1兆円と見込まれます。一方で、償還公債額は約1兆円と見込まれます。

## 令和5年度税制改正に関する提言(概要)

## I. 税・財政改革のあり方

## 1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍直後にも本格的な歳出・歳入の一体改革を入れよう準備を進めることが重要である。歳入では、安易な税の自然増を前提とするではなく、また歳出については歳政を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方針と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と医療費で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。財務省「中福祉・低負担」という不均衡姿勢「中福祉・中負担」という正常な姿勢を改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では、自ら「公助・共助」の役割と範囲を改めて見直すのが、公平性の観点から重要である。

## 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が今まで以上に積極的に取り組むべき自身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と目標を定めて改革を順次行う。

## 4. マイナンバーカード

マイナンバーカードは、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したチート行為をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、税制の簡素化、税務執行コストの削減や税金逃れなどの根柢から問題がある。そのため、かねてから税制10%程度まで単一税率を目指すとともに、所得者対象は「簡易な税金計算室」の見直しに対応するの

## II. 経済活性化と中小企業対策

## 1. 中小企業の活性化に関する税制措置

中小企業は地盤経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の命脈である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エヌチャルギー・半導体価格の上昇などから、経営環境は一段と厳しさを増している。中には産業に追い込まれるのも珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が持てる能力を十分に發揮できるような税制の確立である。

## 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺るぎことになる。平成10年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

## 3. 事業承継税制の見直し

(1) 事業用資産を一般資産と切り離す本格的な事業承継税制の創設

## 4. 税金の見直し

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

(3) 取得相場のない株式の評価の見直し

## 3. 消費税関係

消費税は社会全体の安定成長確保と税政策の実効性化に欠かせないが、消費税制度は事業者の申告負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストの削減等の根柢から問題がある。

## 4. 税金の見直し

そのため、かねてから税率10%程度まで単一税率を目指すとともに、所得者対象は「簡易な税金計算室」の見直しに対応するの

が適切であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、既存制度との対比等を踏まえ、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス実行事業者の選択権制度」がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、現実的には小規模事業者等の事業環境に大きな困難をもたらす。これら事業者は、事業負担増や取引から排除等の理由により休業状態に入られることが多い。一方で、現行の「区分記載市況等」方式のままでは、免稅事業者からの仕入れ額和当該の8割を控除できる差額措置を当分の間維持するなど、弹性的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、現実事業者が生じないような制度の知識を醸すとともに、事業自担が併設するような環境整備が必要である。また、既存事業者が免稅制度と取引を行う際に遅延・取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

## III 地方のあり方

今般のコロナ禍は、地方の役割分担の疎遠さだけでなく、自治体と診療所が合意共済機関間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱状況が発生している。人口規模はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りになり、テレワークの普及等により地方への移住が促進された。しかし、その視座は極めて小さく、地方活性化の実現には、何よりも、地方自体がそれを他の特徴や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の資源を活用していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念として、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・実行していくことである。

該言葉の全文は、全国法人会ホームページにて掲載しておりますので、ご覧ください。

## 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心とした会員企業を構成する団体です。4万5千社に440億円の法人会員が所属。会員数以降の会員数を示す「会員数」とは、会員数を中心とした活動を企画・運営し、会員の協議制度の発展と会員の尊厳と信義を守るために活動する組織です。会員数を会員数と呼ぶことは、会員の会員数を意味するためです。会員数の会員数を会員数と呼ぶことは、会員の会員数を意味するためです。

## 交際費 商品券の購入費用 ～実践税務調査～

税理士 牧野 義博

調査官は交際費勘定の内容について、会社に説明を求めていました。

**調査官** 商品券の購入費用が交際費勘定に該当するとして損金の額に算入されていますが、商品券の具体的な配付先および金額が分かる資料を見せてください。

**納税者** 商品券使用リストがありますので確認をしてください。

**調査官** このリストによると、商品券を配付したとされる「年月」欄に年月の記載、「相手先」欄に企業名の記載があり、「備考」欄に工事関係者などの記載があるものの、商品券を配付したとされる具体的な日、配付した相手先の氏名および商品券の金額の記載がありません。この商品券の具体的な使途が分かる資料を提示してください。

**納税者** 取引先の従業員等から便宜を受けたことなどから、これらの従業員等に対して商品券を使用しました。また、関与税理士にも毎年差し上げています。

**税理士** 会社が説明をした通り商品券はいただいています。

**調査官** それでは、具体的にいつどのくらいもらっているのか証明してください。

**税理士** 記録を取っていませんので、具体的には立証できません。

**調査官** 商品券の受払簿等は作成していますか。

**納税者** 作成していません。

**調査官** 商品券の在庫の管理はしていますか。

**納税者** していません。

**調査官** 以上からすると、商品券の具体的な配付の事実が明らかではなく、商品券に関する受払簿等を作成しておらず、また、他に商品券の具体的な配付先や在庫の存在を認めるに足りる証拠の提出がありません。従って、商品券の具体的な配付の事実を認めることはできず、商品券の在庫の存在も明らかではないことを併せると、商品券の使途は不明というほかない、その使途が不明である以上、会社の業務との関連性の有無も明らかとはいえません。そうすると、商品券購入費用は交際費等の額に該当しないことから、各事業年度の損金の額に算入することはできません。

**納税者** 関与税理士の説明および商品券使用リストのとおり、業務に関連して配付をしたものであり、社会通念上、業務遂行上の必要経費として認められるべきです。

納税者が主張を曲げないことから、国税当局は更正処分を行いました。最終的には国税不服審判所に審査請求が出ましたが、納税者の主張は棄却されました。商品券を使用する場合には、必ず受払簿を作成し、使用をした相手先等が明確になるように留意をしてください。なお、期末に在庫がある場合には、資産勘定に載せることもお忘れなく。



**【筆者紹介】** 牧野義博（まきの・よしひろ） 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1~3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

## 賞味期限は「おいしさのめやす」

食品ロス問題ジャーナリスト 井出 留美

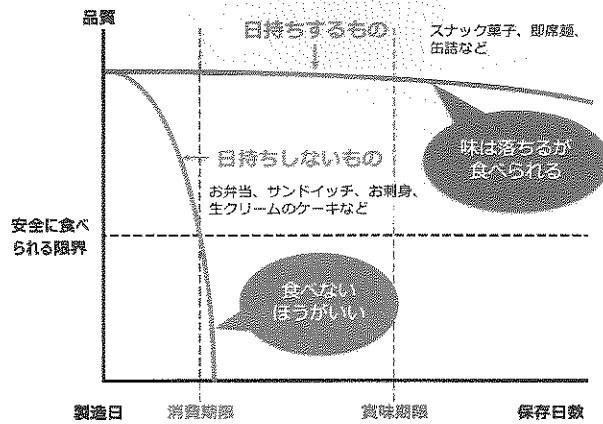
家族の中で「賞味期限」に対する考え方が違つて言い合いになるという話を聞くことがあります。私が聞いたのは、高齢女性同士のジムでの会話でした。「うちもだめなのよ。賞味期限なんて、あんなの目安だと思うんだけど」「うちもそうなのよ。ちょっと過ぎたからっていいじゃないの、ねえ」。夫は「賞味期限が切れたらすぐ捨てろ」、妻は「賞味期限は目安に過ぎないから大丈夫」という話でした。さて、どちらが正しいのでしょうか。

賞味期限は「おいしさのめやす」です。品質が切れる日付ではありません。

本当に気を付けるべきは「消費期限」表示の食品です。消費期限は、おおむね5日以内の日持ちのもの、たとえばお弁当やおにぎり、サンドイッチ、総菜などに表示されています。これらは、時間の経過とともに品質の劣化が急速に進みますから、期限を守つて食べるのがよいのです。

一方、多くの食品には「賞味期限」表示がされています。「おいしさのめやす」です。中には賞味期限表示がないものすらあります。たとえばアイスクリーム類やガム（特定保健用食品のガムを除く）、砂糖、塩、一部のアルコール類などです。日本で賞味期限が導入されたのは1980年代で、それ以前は賞味期限表示がなくても自分の判断で食品を消費していたのです。

### 賞味期限（おいしさのめやす）と消費期限



消費者庁資料をもとにoffice3.11にて作成

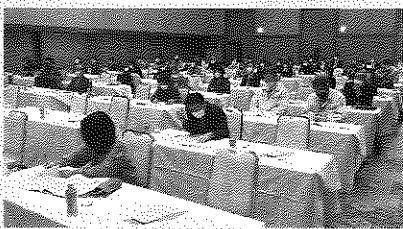
それでは、賞味期限はどうやって設定されるのでしょうか？ 賞味期限は、理化学試験、微生物試験、官能検査という3つの検査をもとに算出した日数に、安全係数という1未満の数字を掛け算して設定されます。国は安全係数として0.8以上を推奨していますが、ある組織では0.7~0.9、ある企業では2/3(0.66)や0.5を使うなど、短めになっていることがあります。中には0.3を使っていた企業もありました。10か月おいしく食べられる食品の賞味期限に0.3を掛けたら3か月に縮んでしまいます。企業は、製造工場を出荷してから起こるかもしれないさまざまなリスクを考慮して短めに設定するのです。でも、適切な温度や場所で管理され、懸念されたリスクが生じなければ、短めに設定された賞味期限より長く食べられるというわけです。

ある企業で、賞味期限が迫った豆腐を作りたての豆腐の味を比べる実験をしたところ、半数の人は区別がつきませんでした。そのくらい、味は変わらなかったのです。その結果に基づき、商品棚の手前の賞味期限が近づいたものから選ぶ「てまえどり」を推奨するようになりました。今では「てまえどり」は全国区になっています。

最近では食品価格の高騰が報じられるようになりました。帝国データバンクが2022年9月22日に発表した内容によれば、1世帯1年間で6万8760円の家計負担増です。賞味期限に杓子（しゃくし）定規にとらわれてすぐ捨ててしまつてはもったいない。賞味期限はおいしさのめやすであることをご家族やお友達に教えてください。今日からあなたが賞味期限の「エバンジェリスト（伝道師）」です。

**【筆者紹介】** 井出留美（いで・るみ） 奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学/女子栄養大学大学院）、修士（農学/東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

## タックスセミナー インボイス制度



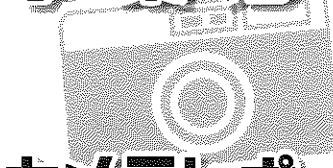
開催日 令和4年12月9日(金)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 水沢税務署法人課税部門  
川村沙優里 氏

## 第235回社長大学・講演会



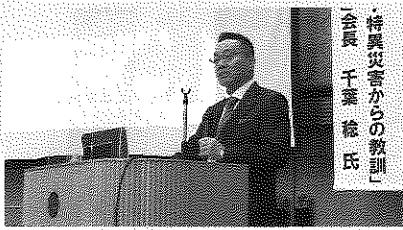
開催日 令和4年11月29日(火)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 Fire HR代表  
津田 典子 氏

## 事業活動



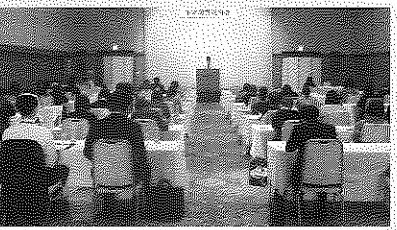
## 本会

## 第236回社長大学・講演会



開催日 令和4年12月13日(火)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 奥州市防災土会「絆」  
会長 千葉 稔 氏

## 年末調整説明会



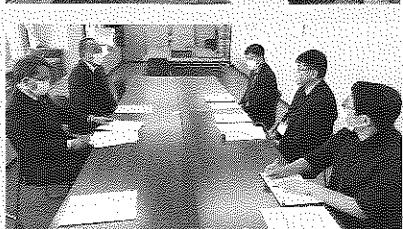
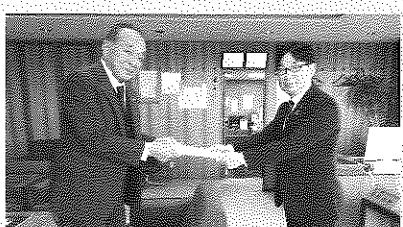
開催日 令和4年12月2日(金)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 水沢税務署法人課税部門  
上席調査官 多田 健一 氏

## インボイス制度セミナー



開催日 令和4年9月8日(木)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 税理士法人フューチャー  
コンサルティング代表 小澄健士郎 氏

## 令和5年度税制改正提言書提出



開催日 令和4年12月20日(火)  
提出先(胆江法人会担当)

国会議員  
衆議院議員 小沢 一郎  
地方自治体  
奥州市  
奥州市議会  
金ヶ崎町

## 税務講演会



開催日 令和4年12月5日(月)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 水沢税務署長  
吉田 勝浩 氏

## クレーム応対セミナー



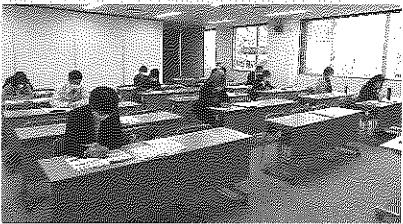
開催日 令和4年10月18日(火)  
会 場 ブラザイン水沢  
講 師 (株)セミナー東北  
チーフ専任講師 鎌田 昌子 氏

## 税務講演会交流会

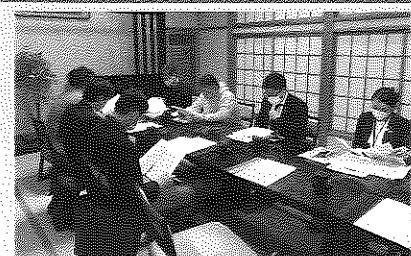


開催日 令和4年12月5日(月)  
会 場 ブラザイン水沢

## タックスセミナー 法人税・印紙税



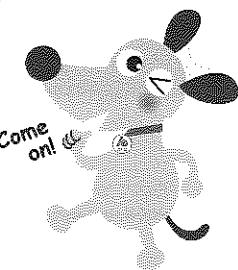
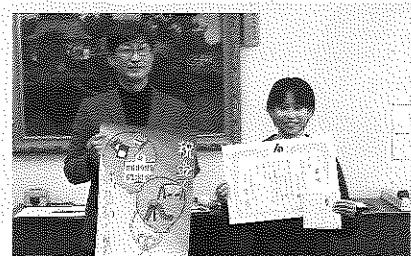
開催日 令和4年11月16日(水)  
会 場 水沢地区センター  
講 師 水沢税務署法人課税部門  
統括調査官 虹川 征也 氏

**会員拡大会議**

開催日 令和4年11月30日(水)  
会 場 西京庵

**会員懇談会**

開催日 令和4年10月28日(金)  
会 場 横家

**青年部会****小学生による税のポスター展表彰**

開催日 令和4年12月16日(金)  
会 場 黒石小学校

**全国青年の集い沖縄大会**

開催日 令和4年11月24日(木)  
会 場 沖縄アリーナ

**県連研修の集い宮古大会**

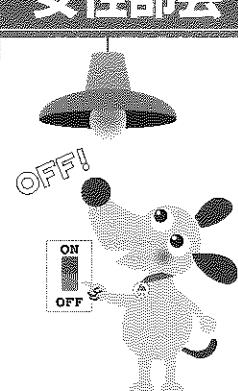
開催日 令和4年9月2日(金)  
会 場 浄土ヶ浜パークホテル

**バザー寄付**

開催日 令和4年12月6日(火)  
会 場 奥州市社会福祉協議会  
奥州秋まつりで行ったバザー売上  
歳末たすけあい運動募金83,470円

**移動研修会**

開催日 令和4年10月24日(月)  
会 場 大船渡プラザホテル

**女性部会****会員交流会**

開催日 令和4年12月15日(木)  
会 場 プラザイン水沢  
クリスマスの集い

**税金教室**

開催日 令和4年11月2日(水)  
会 場 西京庵  
講 師 水沢税務署法人課税部門  
統括調査官 虹川 征也 氏

**県連特別研修の集い久慈大会**

開催日 令和4年7月21日(木)  
会 場 ロイヤルパークカワサキ



\*平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先



胆江法人会

自主点検チェックシートを配付しております。  
ご希望の方は TEL 24-3141 または mail  
info@tankou.jp にてご連絡下さい。

## 納税表彰

多年にわたり、団体の活動を通じ  
申告納税制度の発展と納税思想の高  
揚に貢献されたとして、榮えある納  
税表彰を受彰しました。

誠におめでとうございます。  
今後ますますの「活躍」をご祈念い  
たします。

### 国税庁長官表彰

日 時 10月26日(水)  
場 所 三田共用会議所

受彰者 会長 佐藤 剛氏  
(株水沢農業)

### 仙台国税局長表彰

日 時 11月9日(水)  
場 所 江陽グランドホテル

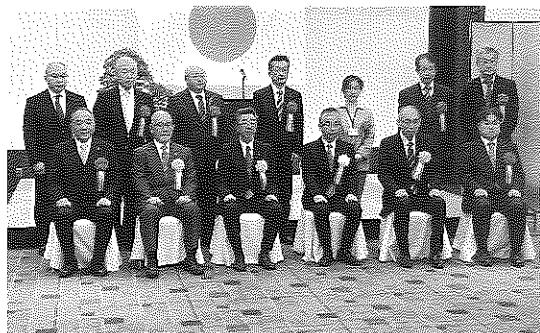
受彰者 副会長 高橋 健二氏  
(高惣建設株)

### 水沢税務署長表彰

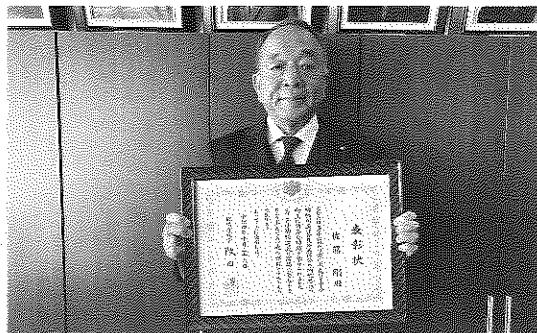
日 時 11月11日(金)  
場 所 プラザイン水沢

受彰者 理事立野 晃氏

(株立野屋)



納税表彰式(プラザイン水沢)



佐藤会長

## 法人会会員企業の皆様へ

病気やケガで働けなくなったときの

### 給与 サポート保険

経営者様や従業員様が病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

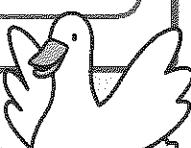
**特長1** 病気・ケガで  
働けない場合を保障  
※精神障害や妊娠・出産などを  
原因とする場合を除きます

△就労困難状態に  
該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

**特長2** 入院中だけでなく  
所定の在宅療養で  
働けない場合も保障  
△就労困難状態に  
該当している場合。

**特長3** 働けなくなったときの  
公的保障をふまえ、**保障額を  
それぞれ設定**できます  
※保障額は短期保障と  
長期保障で設定できます



法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団扱いの割安な保険料でご加入いただけます

(引)受保険会社

**Aflac アフラック**

盛岡支社 ☎020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。AF法開室-2019-5013-2211098 7月30日

# 謹賀新年

大同生命は

「経営者大型総合保障制度」を通じて、

引き続き、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申しあげます。

おかげさまで120周年  
**Dайдо** 大同生命保険株式会社

きた東北支社 盛岡営業部 岩手南営業所/岩手県奥州市水沢大町153(千田善ビル2F)  
TEL 0197-23-5619



## Business Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする  
AIG損保のリスクソリューション



AIG損保

政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償 ハイパーオペカル(業務災害総合保険・オペカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで、  
各種トラブルに備える スマートプロジェクト(法人事業者保険)

地域社会に貢献する ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険 オールスター ALL STARS(業務用賃貸契約保険)

火災と地震災害に備える プロパティーガード(企業会社用火災保険)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 情報漏えいガード(個人情報保護保険)

役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える MRP系列(マシンントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン ワールドリスク WorldRisk

**AIG損害保険株式会社**

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0025 盛岡市本町通3-18-45 富士火災盛岡ビル7F

TEL. 019-651-0584 FAX. 019-625-3406

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地盤保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。

(22-073003)